

奈良県の子ども・家庭に関するポータルサイト
「子育てネットなら」会員規約

(目的)

第1条 この規約は、奈良県の子ども・家庭に関する総合的な情報を提供するポータルサイト子育てネットなら（以下「子育てネットなら」という。）の会員の資格等を定めることを目的とします。

(会員)

第2条 会員とは、本規約を承認し、入会申込書等により子育てネットならへの入会を申込み、奈良県福祉医療部こども・女性局女性活躍推進課長が入会の承認をした団体をいいます。入会を申込んだ団体は、入会承認証が申込者に到達した時点で会員資格を有します。但し、サイト運営者が入会の必要を認めた場合は、入会の申込みを省略し、入会の承認をすることができます。

2 サイト運営者は、次の事由がある場合には、入会の承認を行わない場合があります。

- (1) 子ども・家庭に関連した活動を全く実施していない場合
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている場合
- (3) 第9条により過去に会員資格を取り消されたものからの申込みがあった場合
- (4) 入会申込みにあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (5) 入会の承認を行わない正当な事由のある場合

(会員の届出義務)

第3条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに変更届等により、サイト運営者に届出しなければなりません。

2 会員が退会する場合は、退会しようとする日までに退会届等により、サイト運営者に届出しなければなりません。

(ID及びパスワードの交付と変更)

第4条 サイト運営者は、入会を承認する際、会員に対しID及びパスワードを交付します。

(会員の管理責任)

第5条 会員自身の責任においてID及びパスワードを管理するものとし、第三者の不正使用によりサイト運営者又は他の会員に損害を与えてはなりません。

2 ID及びパスワードの使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責任は会員が負うものとし、サイト運営者は一切責任を負わないものとします。

(情報提供の変更又は停止)

第6条 サイト運営者は、提供する情報を変更又は停止することがあります。この変更又は停止については、子育てネットならの「お知らせ」等により会員に事前に発表しますが、緊急やむを得ない場合には事前に発表しないことがあります。

(情報の承認及び削除)

第7条 サイト運営者は、会員が登録した情報について、その内容が子育てネットならの目的に沿った適当なものであるかを確認し、適当と判断した場合は承認を行い、子育てネットなら上で公開することができるものとします。

2 前項の確認の結果、次の各号のいずれかに該当する場合には、サイト運営者は会員に通知することなく当該情報を削除することができるものとします。

- (1) 法令に反する場合
- (2) 公序良俗に反する場合
- (3) 犯罪的行為を誘発する場合
- (4) 第三者に損害又は不利益を与える場合
- (5) 第三者を誹謗中傷している場合
- (6) 宗教活動や政治活動とみなされる場合
- (7) 営利活動とみなされる場合
- (8) 記載された内容が虚偽である場合
- (9) その他子育てネットならの目的から不相当と判断された場合

(損害賠償)

第8条 サイト運営者は、子育てネットならの利用に関して生じた会員の損害のすべてに対しいかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとします。

2 会員がサービスの利用に関して第三者に対し損害を与えた場合、会員は自己の責任と負担をもって解決し、サイト運営者に損害を与えないものとします。

(利用の停止又は会員資格の取消し)

第9条 サイト運営者は、会員に次の事実があると判断した場合には、予告なしに当該会員に対し、子育てネットならの利用の停止又は会員の資格を取り消すことができます。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載があった場合
- (2) 入力されている情報を不正に改ざんした場合
- (3) 他の会員のID又はパスワードを盗用した場合
- (4) 子育てネットならの運営を故意に妨害した場合
- (5) 第7条第2項の規定による削除を2回以上受けた場合
- (6) 本規約に定める会員の義務に違反した場合
- (7) その他サイト運営者が、会員として不相当であると判断した場合

(管轄裁判所)

第10条 子育てネットならの利用についてサイト運営者との間に訴訟等が生じた時は、奈良地方裁判所を第一審の裁判所とします。

附則

この規約は、平成17年5月18日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。